

税源移譲による 市県民税減額措置

税源移譲により所得税は平成19年分から、市県民税は平成19年度（平成18年分の収入を元に計算）から税率が変更されました。

退職などで、平成19年分の所得税がかからない方は、所得税の軽減が受けられないため、市県民税率の変更による税負担の増加の影響を受けることとなります。

このため、次の①・②に該当の方は申請することにより減額措置の適用を受けることができます。

対象 次の①・②の両方を満たす方が対象です。

①平成19年度市県民税の課税所得金額（申告分離課税を除く）が、所得税と市県民税の人的控除額の差（※）の合計額より大きい方

②平成20年度市県民税の課税所得金額（申告分離課税を含む）が、所得税と市県民税の人的控除額の差の合計額以下の方

※所得税と市県民税との基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額などの控除額の差。

控除額 次の①から②を差し引

いた金額を平成19年度市県民税から減額します。（すでに納付済みの場合は還付します）

①平成19年度の市県民税額（調整控除後）

②税源移譲前の税率を適用した平成19年度の市県民税額（税額控除前）

申請期間 7月1日（火）～31日（木）

提出書類 平成19年度分市県民税減額申告書（申告書は、市公式ホームページにも掲載してあります）

提出先 平成19年1月1日現在居住の市区町村

問合せ先

困りごとグループ
☎52-1111（内線246・247・253）



7月のし尿収集

7月のし尿収集作業日は、日程表のとおりです。

作業は、天候などの理由で2～3日前後することがあります。また、臨時にし尿収集を希望する方は、2～3日前までに収

し尿収集作業日程表（7月）

月日	曜日	区域	月日	曜日	区域
7月1日	火	青木町六～九丁目	17日	木	田戸町三・四丁目
2日	水	青木町二～五丁目	18日	金	田戸町五～七丁目
3日	木		19日	土	
4日	金	春日町一～七丁目	20日	日	
5日	土		21日	月	本郷町
6日	日		22日	火	呉竹町二～六丁目
7日	月	湯山町、神明町、沢渡町	23日	水	呉竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目
8日	火		24日	木	屋敷町四～七丁目
9日	水	稗田町一～五丁目	25日	金	向山町一～六丁目
10日	木		26日	土	
11日	金	稗田町五・六丁目、二池町一～三丁目	27日	日	
12日	土		28日	月	向山町六丁目、小池町
13日	日		29日	火	小池町、新田町、八幡町
14日	月	二池町四～六丁目	30日	水	論地町、清水町
15日	火	碧海町二～五丁目	31日	木	
16日	水	芳川町、田戸町二・三丁目			

集業者へ申し出てください。
申込先（収集業者）
高浜衛生㈱
☎53-0516

問合せ先
困りごとグループ
☎52-1111（内線265）



婦人会結婚相談所

すてきな出会いの中で、あなたの理想の結婚相手を見つけてらら...

婦人会結婚相談所は、そんな機会を提供する、お手伝いをしていく窓口です。

お越しいただいた際に必要書類をお渡しします。

入会金2,000円をお持ちになり、気軽にお越しください。

とき 毎週土曜日と毎月第1日曜日の午後1時～4時

ところ 女性文化センター内高浜市婦人会結婚相談部

申込・問合せ先

高浜市婦人会結婚相談部
☎52-15033

